

職場諸問題について申し入れを行う！

J R 東海 労新 幹線 関西 地本は、9月27日に J R 東海 労大 交両 分会が地本に対し、「不可解な事象や処置」と「転落防止ネット使用の試行」を上申ししていた事項について関西支社に申し入れを行いました。

以下、申し入れです。

大阪交番検査車両所における「不可解な事象や処置」に関する申し入れ

大阪交番検査車両所において、交番検査時の車両で不可解な事象や処置が見受けられる。作業を担当する社員も知らされていない事柄であり疑問である。

よって、下記の通り申し入れるので、早急に労使の協議の場を設定すること。

記

1. 8月16日の交番検査施工時にZ52編成の山側車輪踏面の多くの車輪で打痕のような痕跡が発見された。同車両に対して8月31日の交検時には、この事柄に対する調査が行われたが、この事象について社員には何ら明らかにされていない。調査の結果を時系列で詳細に明らかにし、原因と対策を明らかにすること。
2. N700系交番検査において、配電盤内の「温水器」NFBが「切」位置とされ、赤テープが貼られ固定されている。この処置に至った原因（経緯）を時系列に沿って詳細に明らかにすること。また、この事象を関係する社員に明らかにしない理由を明らかにすること。
3. N700系交番検査において、床下機器箱内の「増圧油面計センサー」NFBが「切」位置とされ、赤テープが貼られ固定されている。この処置に至った原因（経緯）を時系列に沿って詳細に明らかにすること。また、この事象を関係する社員に明らかにしない理由を明らかにすること。
4. N700系交番検査において、定期的な連続換気装置の吸気口隙間の調整が行われている。このような調整は車両整備に関する規定、基準等について定められているのか明らかにすること。
5. 4項の調整に関する目的及び効果を明らかにすること。

大阪交番検査車両所における「転落防止ネット使用の試行」に

関する緊急申し入れ

9月15日の午後に交番検査を施工したC50編成で、側引戸検査時に「転落防止ネット使用の試行」が一斉に行われた。この「転落防止ネット」は、平成21年2月3日（技術連絡20—212）に試行がされて以降、不評があり、すでに初期のネットから変更されている。また作業性への支障度合いが極めて大きく、この間会社が強引に進めてきた側引戸検査時における「標準化」作業にすら支障が生じる代物で、問題がある。

よって、下記の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 「転落防止ネット」は何の為に使用するのか、その目的を明らかにすること。
2. 「転落防止ネット」の今後の活用計画を明らかにすること。
3. 「転落防止ネット」設置方法、使用方法を明らかにすること。
4. 使用開始までに現場で作業に携わる社員の声を真摯に聞くつもりはあるか、改善の用意があるのか明らかにすること。
5. 側引戸検査時の転落防止等、労災防止として「転落防止ネット」以外でどのような対策を考えたのか全て明らかにすること。また、具体的に実施しなかった理由を明らかにすること。
6. 今まで事故防止、労災防止対策としてKYT（危険予知訓練）で側引戸検査には手すりを持って作業することと奨励をしてきたが、今までの何処に問題があったのか明らかにすること。

関西支社は、申し入れに対し早急に協議の場を開き、

誠意のある回答を行うこと。